

## 「一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱」の改正について

### ◆ 要綱改正の目的

主に故意による産業廃棄物搬入や、市域外搬入などの不適正搬入の抑止及び重大な交通違反による交通事故の抑止等を図ることを目的として、一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱（以下、「要綱」という。）の一部を改正する。

### ◆ 要綱改正の主な内容

1. 産業廃棄物の搬入禁止を明文化及び厳罰化【第4類→第2類又は第4類】
2. 市域外搬入の厳罰化【第3類→第2類】
3. 従業員に対する交通関係法令等の遵守に関する教育及び運行前点検等の実施の義務化  
従業員が重大な交通事故や交通違反を犯した場合の報告義務と行政処分
4. 市域外搬入及び産業廃棄物の搬入違反（特に悪質性が高いもの）を行った場合に違反金（搬入1回につき10万円）を徴収
5. 産業廃棄物を積載して処理施設への入場禁止の明文化及び第4類に罰則を規定
6. 一般廃棄物収集運搬業許可業者講習会出席の義務化を規定

#### 1. 産業廃棄物の搬入禁止を明文化及び厳罰化【第4類→第2類又は第4類】

第2条第2項第21号

- (21) 産業廃棄物（条例第23条第2項の告示産業廃棄物を除く。以下同じ。）を処理施設へ搬入しないこと。

#### 2. 市域外搬入の厳罰化【第3類→第2類】

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則

（一般廃棄物収集運搬業の許可の条件）

第16条 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をするとき又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新をするときは、法第7条第11項の規定により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 市域外において収集した一般廃棄物を大阪広域環境施設組合の処理施設に搬入しないこと
- (6) 省略

#### 3. 従業員に対する交通関係法令等の遵守に関する教育及び運行前点検等の実施の義務化

従業員が重大な交通事故や交通違反を犯した場合の報告義務と行政処分

第2条第3項第2号、第3号

- (2) 事故やトラブル等が起こった場合又は一般廃棄物収集運搬業許可の事業範囲にかかる業務中に別表5処分事由欄に掲げる道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反した場合は、発生日又は違反日から3日以内に本市に報告を行い、適切な措置を講じること。

(3) 許可業者は、従業員に対し交通関係法令等の遵守に関する教育、及び運行前点検等を実施すること。

第3条第4項

4 市長は、一般廃棄物収集運搬業許可の事業範囲にかかる業務中に別表5 処分事由欄に掲げる道路交通法の規定に違反した場合、それに対応する同表事業停止日数欄に掲げる日数の事業停止処分を行う。ただし、事案の故意性、偶発性、反復継続性、生活環境保全上の支障、社会的影響、是正取組等により、情状酌量の余地があると認められるときは、違反区分第3類の違反行為とみなすことができるものとする。

別表5

処分事由		事業停止日数
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、人を死亡させた場合 (道路交通法第72条第1項違反)		10日以内
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、人に傷害を負わせた場合 (道路交通法第72条第1項違反)		5日以内
酒酔い運転をした場合 (道路交通法第65条第1項違反)	人身事故を伴う	10日以内
	人身事故を伴わない	5日以内
酒気帯び運転をした場合 (身体に血液1ミリリットルにつき0.5ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為) (道路交通法第65条第1項違反)	人身事故を伴う	5日以内
	人身事故を伴わない	3日以内
麻薬等運転をした場合 (道路交通法第66条違反)		5日以内
無免許運転をした場合 (道路交通法第64条第1項違反)	人身事故を伴う	5日以内
	人身事故を伴わない	3日以内
上記以外の人命に関わる重大な違反(共同危険行為等禁止違反(道路交通法第68条違反)、過労運転等(道路交通法第66条違反)、妨害運転(道路交通法第117条の2第6号、又は、第117条の2の2第11号の罪に当たる行為)など)をした場合は、本市が事案の重大性を判断し、5日以内の事業停止を命ずることができる		
第2条第3項第2号で規定する報告を怠り、後に発覚した場合は上記事業停止日数に10日を加算する		

#### 4. 市域外搬入及び産業廃棄物の搬入違反（特に悪質性が高いもの）を行った場合に違反金（搬入1回につき10万円）を徴収

（損害賠償及び違反金）

第5条 許可業者が処理施設に損傷等及ぼした場合は損害賠償の責を負う。

2 許可業者が市域外の廃棄物を搬入し、又は産業廃棄物を搬入（特に悪質性の高いもの（故意に又は本市から指導等を受けたにも関わらず複数回、搬入違反行為を繰り返すことをいう。以下同じ。））した場合には、搬入1回につき10万円を違反金として徴収する。

3 前項の規定による違反金の徴収をしようとするときは、あらかじめ、当該許可業者にその旨を通知する。

4 前項の通知を受けた許可業者は、特に悪質性の高くないことの証拠等を提出することができる。

5 前項の規定は、市長が別途損害賠償の請求をすることを妨げない。

#### 5. 産業廃棄物を積載して処理施設への入場禁止の明文化及び第4類に罰則を規定

第2条第2項第22号

(22) 承認車両等に産業廃棄物を積載し（一般廃棄物と産業廃棄物を同時に積載する場合も含む。）、処理施設へ入場しないこと。

#### 6. 一般廃棄物収集運搬業許可業者講習会出席の義務化を規定

第2条第3項第4号

(4) 本市が実施する一般廃棄物収集運搬業許可業者講習会には、個人の場合は許可名義人又は政令使用人、法人の場合は代表者又は役員若しくは政令使用人が、本市が指定する日（指定する日に出席することができないと本市が認める場合は別に定める日）に出席すること。